

鳥取市告示第307号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするとき届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月2日

鳥取市長 深澤義彦

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
鳥取市雲山372番4の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

（別図は省略し、その図面は鳥取市環境下水道部環境局生活環境課に備え置いて閲覧に供する。）